

## 那覇市制限付一般競争入札実施要綱

(平成22年3月25日副市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事及び建設工事に係る業務委託(以下「建設工事等」という。)の入札において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の5の2の規定に基づく制限付一般競争入札(以下「一般競争入札」という。)の実施に関し、那覇市契約規則(平成26年那覇市規則第59号。以下「契約規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格要件)

第2条 契約規則第3条第2項に定める一般競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)に必要な資格(以下「入札参加資格要件」という。)は、次のとおりとする。なお、入札参加者は、次の各号に定める全ての資格を、当該各号ごとに別に公告で定める期間満たさなければならない。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱(昭和57年1月26日助役決裁)第14条に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札の方法により実施する建設工事等(以下「対象工事等」という。)が建設工事の場合は、有効な経営事項審査を有している者であること。
- (4) 対象工事等が建設工事の場合は、建設業法(昭和24年法律第100号)に定める建設業の許可を受けている者であること。ただし、4千万円(建築一式工事にあつては6千万円)以上の工事を下請施工させる場合は、特定建設業の許可を有している者であること。
- (5) 対象工事等が業務委託の場合は、次のア又はイに掲げる業務の区分に応じ、当該ア又はイに定める登録を行っている者であること。
  - ア 建築設計関係業務 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3の規定による建築士事務所の登録
  - イ 測量 測量法(昭和24年法律第188号)第55条の5の規定による測量業者の登録
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。(会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査を受け、本市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、市の審査を経て有資格者として認定され、資格者名簿に登録された者で更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)
- (7) 経営状態が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。(公告日の3月前から開札日までの間に不渡り等を生じていないものであること。第5号に該当する者を除く。)
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じる者

として、公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど受注者として不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。

- (9) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程(平成26年那覇市訓令第17号)第6条に規定する資格者名簿に登録されていること。
- (10) 対象工事等が建設工事の場合は、開札日を基準日とし過去1年間に、那覇市工事成績評定要領(平成17年3月29日都市計画部長決裁)に規定する工事の評定(以下「評定」という。)の結果、対象工事に対応する工種の評定点が60点未満であるとして同要領第8の規定により通知を受けた者でないこと。
- (11) 建設業法の規定に基づく監理技術者又は主任技術者(同法第26条第3項の規定に該当する場合は、専任の者に限る。)を配置できる者であること。
- (12) 本店及び支店等の所在地に関する要件を満たしている者であること。
- (13) その他市長が定める要件を満たしている者であること。

(資格要件の決定等)

第3条 工事主管課長等は、対象工事等の入札参加資格要件を設定するため、工事請負契約依頼書等に制限付一般競争入札参加資格要件等設定資料を添えて、法制契約課長に提出しなければならない。

- 2 法制契約課長は、速やかに設定資料等をA選定委員会に提出し、入札参加資格要件の設定を諮らなければならない。
- 3 前項の入札参加資格要件は、対象となる入札参加業者が競争性を確保できるように設定するものとする。

(公告)

第4条 対象工事等を一般競争入札に付するときは、施行令第167条の6及び契約規則第4条の規定に基づき、次に掲げる方法により公告するものとする。

- (1) 那覇市公式ホームページへの掲載
  - (2) 法制契約課窓口での閲覧
  - (3) その他市長が認める方法
- 2 市長は、次に掲げる事項を公告するものとする。
    - (1) 入札に付する事項
    - (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
    - (3) 入札執行の日時及び場所(電子入札の場合は、入札期間及び開札の日時)
    - (4) 設計図書等(設計書、設計図面、共通仕様書及び特記仕様書をいう。以下同じ。)に関する事項
    - (5) 質問の受付・回答に関する事項
    - (6) 入札書及び工事費等内訳書(以下「入札書等」という。)の提出方法、入札開札に関する事項
    - (7) 入札書等の不受理・無効に関する事項
    - (8) 落札者の決定、最低制限価格、入札参加資格要件の審査に関する事項
    - (9) 入札保証金、支払条件、工期、工事費等内訳書及び契約保証に関する事項
    - (10) 総合評価落札方式で入札を行う場合は、総合評価方式に関する事項
    - (11) その他必要な事項

(設計図書等)

第5条 入札参加者は、設計図書等を公告で示す方法により閲覧又は受取るものとする。

(設計図書等に対する質問及び回答)

第6条 設計図書等に対する質問及び回答は、公告で示す方法により行うものとする。

(入札書等の提出)

第7条 一般競争入札は、電子入札又は郵便入札により行うこととする。

2 電子入札での入札書等の提出は、入札書提出締切日までに電子入札システム（電子入札に使用する電子情報処理組織をいう。）により行うものとする。ただし、電子入札により入札書等を提出できない場合は、紙入札で行うことができる。この場合には、「紙入札参加承認願」を提出しなければならない。

3 郵便入札での入札書等の提出は、配達指定日に法制契約課に到達するよう入札書等を封筒に入れ封を閉じ、封筒に開札日時、契約番号、対象工事等名、入札者の業者番号、商号又は名称、電話番号、ファックス番号、担当者名を記載し、配達日指定・配達証明・一般書留により提出しなければならない。

4 総合評価方式により入札を行う場合は、入札書等及び評価値の算出を行うための資料（以下「確認資料」という。）を提出しなければならない。この場合は、前2項の規定により行うものとする。

(配達指定日等)

第8条 配達指定日は、開札日の2日前（那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和47年那覇市条例第73号）に定める休日及び週休日（以下「休日」という。）を除く。）に設定する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

2 配達指定日以外の日に到達した入札書等及び確認資料は、理由の如何を問わず受理しないものとする。

3 提出された入札書等及び確認資料は返還しないものとする。

4 提出された入札書等及び確認資料の書換え、引替え又は撤回（辞退）は認めないものとする。

(入札書等及び確認資料の管理)

第9条 法制契約課長は、受理した入札書等及び確認資料を厳重に管理しなければならない。

2 入札書等及び確認資料の到達の確認の問い合わせには、一切応じないものとする。

(入札の執行等)

第10条 第7条第2項から第4項までに規定する提出書類に虚偽の記載を行った者又は入札時において第2条に規定する入札参加資格要件を満たさなくなった者のした入札は、無効とする。

(開札等)

第11条 法制契約課長は、当該入札に係る入札参加者のうち、開札の立ち合いを希望する者を立ち合わせるものとする。

2 法制契約課長は、前項に規定する開札の立会者がいない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

(落札者候補者)

第12条 予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（最低制限価格の設定をしないものについては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者。以下これらを「落札候補者」という。）から順次順位を付する。この場合において、落札者の決定については保留とし、入札参加資格審査後に落札者を決定する。

2 落札候補者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に、当該入札者が開札に立ち会っていないときには前条第2項の入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、順位を決定するものとする。ただし、電子入札で行った入札案件については、電子くじにより順位を決定するものとする。

3 総合評価落札方式で入札を行った場合は、価格と価格以外の要素を評価し、その評価値の高い者から順次順位を付する。

4 開札後、落札候補者は、市長の求めに応じ次の各号の入札参加資格審査のための書類（以下「資格審査書類」という。）を提出しなければならない。

- (1) 入札参加資格審査申請書
- (2) 最新の経営規模等評価結果通知書の写し
- (3) 建設業法に定める建設業の許可の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

（入札参加資格審査）

第13条 落札候補者が入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていない場合は、次順位者から順次審査し、適格者が確認できるまで行うものとする。

2 前項の審査は、前条第4項に規定する資格審査書類により、法制契約課及び工事主管課共同で行うものとする。

3 入札参加資格要件の審査は、入札日の翌日から起算して原則として3日（休日を除く。）以内に行わなければならない。

4 入札参加資格要件の審査結果は、資格審査結果表に記載するものとする。

（落札者又は入札参加資格要件不適合者の決定）

第14条 市長は、前条第1項の規定による審査の結果、適格者を確認した場合は、落札者として決定するものとする。

2 市長は、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認した場合は、入札参加資格要件不適合通知書により通知するものとする。

（入札参加資格要件不適合者に対する説明）

第15条 入札参加資格要件不適合通知書を受領した者で不服があるものは、前条第2項の通知が到達した日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に、市長に対して説明を求めることができる。

2 前項の規定による説明を求める場合は、説明申立書を法制契約課に持参又は郵送することにより行うものとする。

3 市長は、第1項の説明を求められたときは、説明申立書を受領した日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に、回答書により回答するものとする。

4 前3項に規定する説明申立ては、前条第1項の落札者の決定を妨げない。

(開札結果等の公表)

第16条 市長は、開札後、一般競争開札結果一覧表を入札日の翌日（休日を除く。）までに法制契約課窓口で公表するものとする。

2 落札結果については、入札参加資格要件の審査後速やかに、法制契約課窓口において公表するとともに、那覇市公式ホームページに掲載するものとする。

3 前項の公表までは、入札の経緯・結果の問い合わせには応じないものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 那覇市制限付一般競争入札試行要綱（平成17年3月30日助役決裁）は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年10月8日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年9月3日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年8月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。